

令和 2 年第 2 回 さくら市議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	P 4
2	さくら市税条例の一部改正について	P 4
3	さくら市都市計画税条例の一部改正について	P 5
4	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	P 5
5	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 6
6	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	P 6
7	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 7
8	さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	P 7
9	さくら市国民健康保険条例の一部改正について	P 8
10	さくら市介護保険条例の一部改正について	P 8
11	令和2年度さくら市一般会計補正予算（第3号）	P 8
12	令和2年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	P 9
13	さくら市教育委員会教育長の任命同意について	P 10
14	さくら市農業委員会委員の任命同意について	P 10
15	令和元年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 11
16	令和元年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	P 12
17	令和元年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P 12
18	令和元年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P 12

番号	項 目 名	ページ
19	人権擁護委員候補者の推薦について	P 13
20	議案説明資料 参照法令等	P 14
21	さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案 新旧対照条文	P 17
22	さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 18
23	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 39
24	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照 条文	P 41
25	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部 を改正する条例案新旧対照条文	P 43
26	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特 定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正 する条例案新旧対照条文	P 45
27	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例 の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 46
28	さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照条文	P 47
29	さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条 文	P 48
30	さくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 50

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 10 件、予算 2 件、任命同意 20 件及びその他の議案等 5 件であります。

議案第 1 号は、さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、引用条項の項ずれを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から非課税の措置について寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するほか、固定資産の登記簿上の所有者が死亡し相続等登記がされるまでの間にお

いて、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例に水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、長期譲渡所得に係る課税の特例が加えられたため、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づくものであり、家庭的保育事業者等による保育の提供を終了後、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている時は、卒園後の受入先確保のための連携施設の設定を適用しないこととすること。また、居宅訪問型保育事業者において、保護者が疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児への保育の提供の確保をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、地域型保育事業者等による保育の提供を終了後に引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要

な措置を講じている際は、卒園後の受入先確保のための連携施設の設定を適用しないこととするため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、中核市の長も実施できることを加えるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金に係る申請の受付を行えるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、さくら市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、国において新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に傷病手当金を支給する自治体に対し、支給額全額の財政支援を行うことに伴い、本市においても傷病手当金を支給できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、さくら市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、消費税率引き上げによる介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和元年度において低所得者に対する介護保険料の軽減措置を実施しましたが、令和 2 年度においても引き続き介護保険料の軽減措置を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 857 万 5 千円を追加し、予算の総額を 229 億 2,120 万 2 千円とするものであります。

歳入では、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 607 万 5 千円、21 款諸収入で、コミュニティ助成金 250 万円を追加し、計上いたしました。

歳出では、2 款総務費で、プレミアム付商品券事業費 607 万 5 千円、10 款教育費で、コミュニティ助成事業費 250 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、現下の厳しい経済状況を鑑み、議員及び市長等の報酬・給料を減額し、その減額分を新型コロナウイルス感染症対策基金へ積み立てることとして、計上いたしました。

議案第 12 号は、令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 250 万 1 千円を追加し、予算の総額を 41 億 1,828 万 9 千円とするものであります。

歳入では、5 款県支出金で、保険給付費等交付金（特別交付

金) 250 万 1 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、2 款保険給付費で、傷病手当金 250 万 1 千円を追加し計上いたしました。

議案第 13 号は、さくら市教育委員会教育長の任命同意についてであります。

本案は、現教育長の^{はしもとけいじ}橋本啓二氏が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏をさくら市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 14 号から議案第 32 号は、さくら市農業委員会委員の任命同意についてであります。

本案は、現委員の任期が令和 2 年 7 月 19 日をもって満了となることから、さくら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に基づく 19 名をさくら市農業委員

会の委員に任命するため議会の同意を求めるものであります。

議案第 14 号は、石田^{いしだ たみこ}多美子氏、議案第 15 号は、石塚^{いしつかよしお}良男氏、議案第 16 号は、石原^{いしはらのりえ}功江氏、議案第 17 号は、伊藤^{いとうよしあき}喜章氏、議案第 18 号は、大谷^{おおたにしんじ}伸二氏、議案第 19 号は、片岡^{かたおかすみお}純雄氏、議案第 20 号は、加藤^{かとうこうじ}幸治氏、議案第 21 号は、小池^{こいけとしかず}利一氏、議案第 22 号は、小菅^{こすげかずひこ}和彦氏、議案第 23 号は、小林^{こばやしさいお}功氏、議案第 24 号は、小林^{こばやしあおる}薫氏、議案第 25 号は、小林^{こばやしよしかず}義和氏、議案第 26 号は、齋藤^{さいとうとしかず}敏一氏、議案第 27 号は、柴山^{しばやまのぼる}昇氏、議案第 28 号は、関^{せきまこと}誠氏、議案第 29 号は、千野^{ちのねともはる}根友治氏、議案第 30 号は、手塚^{てつか}智^ち枝^え子^こ氏、議案第 31 号は、七久保^{ななくほつとむ}勉氏、議案第 32 号は、古澤^{ふるさわいちろう}一郎氏、以上 19 名をさくら市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

報告第 1 号は、令和元年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、特別養護老人ホーム整備助成事業ほか 12 件の繰越明許費繰越計算書を

報告するものであります。

報告第 2 号は、令和元年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、市役所庁舎維持管理事業ほか 1 件の事故繰越し繰越計算書を報告するものであります。

報告第 3 号は、令和元年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和元年度県道改良に伴う配水管切り回し工事（第 2 工区）の繰越計算書を報告するものであります。

報告第 4 号は、令和元年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、さくら市氏家水処理センター増設・再構築工事委託ほか 6 件の繰越計算書を報告するものであります。

諮問第 1 号は人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本件は、現委員の和田貞夫わださだお氏が令和 2 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（繰越明許費）

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（予算の執行及び事故繰越し）

第 220 条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（任命）

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2～5 略

◎ 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）（抄）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

◎ 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

◎ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）（抄）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

(予算の執行及び事故繰越し)

第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する
手続として定めなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰
越しについてこれを準用する。

改 正 案	現 行
<p>(書面審理)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号。第 10 条第 2 号において「<u>情報通信技術活用法</u>」という。)第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、<u>正副 2 通の弁明書の提出があった</u>_____ものとみなす。</p> <p>3～5 略</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第 10 条 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 38 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「<u>手数料</u>」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を<u>情報通信技術活用法第 7 条第 1 項</u>_____の規定により<u>情報通信技術活用法第 6 条第 1 項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってする場合は、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 3 条第 1 項_____の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、<u>前項の規定に従って弁明書が提出されたもの</u>_____とみなす。</p> <p>3～5 略</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第 10 条 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 38 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「<u>手数料</u>」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 4 条第 1 項</u>の規定により同項_____に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってする場合は、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円</p>

改 正 案	現 行
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外</p>

改 正 案	現 行
<p>の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2~10 略</p> <p><u>(現所有者の申告)</u></p> <p><u>第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u> <u>は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)</u></p> <p><u>(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又</u></p>	<p>の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2~10 略</p>

改 正 案	現 行
<p><u>は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p><u>(3)その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には_____、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ<u>（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）</u>の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 略</p>	<p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は_____法第383条の規定によって_____申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 略</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における<u>延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p>2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年_____における当該加算した割合とする。</u></p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1</p>	<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p>2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中_____</u>においては、<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u></p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1</p>

改 正 案	現 行
<p>項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>	<p>項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(読替規定)</p>	<p>(読替規定)</p>
<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p>	<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>2～12 略</p>	<p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3～13 略</p>
<p>13～16 略</p> <p>17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15～18 略</p>
<p>18～21 略</p>	<p>19～22 略</p> <p>23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p>
<p>22・23 略</p> <p>24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第27項において同じ。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。</p>	<p>24・25 略</p> <p>26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう_____。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。</p>
<p>25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	
<p>26 略</p>	<p>27 略</p>
<p>27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。</p>	
<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの</p>

改 正 案	現 行
<p>間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u></p> <p><u>第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～26 略</p> <p>27 <u>法附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</u></p> <p>第25条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u></p> <p>第26条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規</u></p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～26 略</p> <p>27 <u>法附則第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。</p>

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（第2条関係）

(2/2)

改 正 案	現 行
<p><u>定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	

改 正 案	現 案 行
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>

改 正 案	現 行								
<p>(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項_____、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号_____において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金	略	<p>(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業_____を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金	略
法人の区分	税率								
1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金	略								
法人の区分	税率								
1 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金	略								

改 正 案		現 案	
<p>等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、<u>市</u>内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>		<p>等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、<u>市町村</u>内に<u>有する</u>事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>	
略	略	略	略
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、<u>法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号</u> <u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u></p>		<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、<u>法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u></p>	
<p>4 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項</u>の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項</u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定によ</p>		<p>4 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定によ</p>	

改 正 案	現 行
<p>る納期限までに、<u>同条第34項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>る納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項<u> </u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第36項</u>及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第24項</u>及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項</u><u> </u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第37項</u>及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第25項</u>及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第38項</u>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項</u>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>5 <u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項<u> </u>の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセ</p>	<p>5 <u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセ</p>

改 正 案	現 行
<p>ント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項 _____ に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日以後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項 _____ に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>ント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項</u>又は<u>第19項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日以後に<u>同条第22項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、<u>第4項</u>又は<u>第19項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>
<p>8 略</p>	<p>8 略</p>
<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である</p>	<p>9 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同法第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</u></p>
<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である</p>	<p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である</p>

改 正 案	現 行
<p>内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び<u>第11項</u>において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第11項</u>において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第42項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び<u>第12項</u>において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第12項</u>において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>10 略</p>	<p>11 略</p>
<p>11 <u>第9項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p>12 <u>第10項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>
<p>12 <u>第9項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第9項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>	<p>13 <u>第10項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第10項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>
<p>13 略</p>	<p>14 略</p>
<p>14 <u>第12項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第9項</u>の申告につき<u>第12項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則</p>	<p>15 <u>第13項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第10項</u>の申告につき<u>第13項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則</p>

改 正 案	現 行
<p>で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第12項前段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第14項</u>の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項 _____ の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第12項後段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は<u>第31項</u> _____ の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項 _____ の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u> _____ に規定す</p>	<p>で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第51項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第13項前段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第15項</u>の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3<u>第2項</u>において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第13項後段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項</u>又は<u>第19項</u>の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は<u>第4項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項</u>又は<u>第19項</u>に規定す</p>

改 正 案	現 行
<p>る申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと_____による更正に係るもの）にあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算</p>	<p>る申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと<u>（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）</u>による更正に係るもの）にあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算</p>

改 正 案	現 行
<p>の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 略 2・3 略</p>	<p>の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 略 2・3 略</p>
	<p><u>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p><u>5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p>

改 正 案	現 行		
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="172 1429 778 1473"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3~10 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 当分の間、第52条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p>	略	<p>6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「<u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)</u>」とあるのは、「<u>当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="829 1429 1436 1473"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3~10 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 当分の間、第52条第1項<u>及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p>	略
略			
略			

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市都市計画税条例 (平成17年さくら市条例第64号) (第1条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <hr/> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p><u>(法附則第15条第47項の条例で定める割合)</u></p> <p>8 <u>法附則第15条第47条に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>9～16 略</p> <p>17 <u>法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</u></p> <p>18 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p><u>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</u></p> <p>6 <u>法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9～16 略</p> <p>17 <u>法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3</u> <u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで</u> <u>」とする。</u></p> <p>18 略</p>

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市都市計画税条例 (平成17年さくら市条例第64号) (第2条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～16 略</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>18 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～16 略</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p> <p>18 略</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～12 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。) の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「第</p>	<p>附 則</p> <p>1～12 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項_____又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。) の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項_____又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「第</p>

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市国民健康保険税条例 (平成 17 年さくら市条例第 65 号)

(2/2)

改 正 案	現 行
<p>31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>15～21 略</p>	<p>31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>15～21 略</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 22 号) (1/2)

改 正 案	現 行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当する</p> <hr/> <p>_____ときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき引き続き必要な教育又は保育が提供されるようにするために必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき (前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 前項 (同項第 2 号に係る部分に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの (入所定員が 20 人以上の者に限る。) であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号 _____ の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項 _____ の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの (入所定員が 20 人以上の者に限る。) であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第 33 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等 (母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。) の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、<u>疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困</u></p>	<p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第 33 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等 (母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。) の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 _____</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 22 号) (2/2)

改 正 案	現 行
<p>難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>	<p>_____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第 41 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当する</u></p> <p>_____</p> <p>_____ときは、<u>第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき引き続き必要な教育・保育が提供されるようにするために必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき (前号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>5 前項 (同項第 2 号に係る部分に限る。) の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの (入所定員が 20 人以上のものに限る。) であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第 41 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号</u>_____<u>の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項_____の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの (入所定員が 20 人以上のものに限る。) であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～9 略</p>

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 24 号) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(設備の基準の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項の規定は適用しない。</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、第 6 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの (令和 2 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条第 4 項の規定 (一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。) は適用しない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 _____ の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(設備の基準の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項の規定は適用しない。</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 6 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの (平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条第 4 項の規定 (一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。) は適用しない。</p>

さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市後期高齢者医療に関する条例 (平成 20 年さくら市条例第 3 号) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(後期高齢者医療の事務)</p> <p>第 2 条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成 19 年政令第 318 号) 第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成 19 年厚生労働省令第 129 号) 第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>	<p>(後期高齢者医療の事務)</p> <p>第 2 条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成 19 年政令第 318 号) 第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成 19 年厚生労働省令第 129 号) 第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>5 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、その労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>6 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間中に就労した日数で除した額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額)の3分の2に相当する額(その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額)とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その標準報酬月額に基づき算定した額とする。</u></p> <p>7 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p>8 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p>

改 正 案	現 行
<p><u>が疑われる場合において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、当該支払を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、当該支払を受けることができる給与等の額が附則第 6 項の規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>9 <u>前項に規定する場合において、前項に規定する者が、その支払を受けることができるはずであった給与等の全部の支払を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部の支払を受けることができなかつた場合においてその支払を受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその支払を受けた額と傷病手当金の額との差額を支給する。この場合において、同項ただし書の規定により傷病手当金の支給を受けたときは、その額をこの項前段の規定により支給する額から控除する。</u></p> <p>10 <u>前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 平成 30 年度から令和 2 年度 までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者 (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____ _____ 令和 2 年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,000 円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____ _____ 令和 2 年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,000 円</u>」とあるのは「<u>31,700 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____ _____ 令和 2 年度 _____ における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>19,000 円</u>」とあるのは「<u>44,400 円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 平成 30 年度から平成 32 年度 までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者 (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 <u>所得の少ない</u> 第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の平成 30 年度における保険料率は同号の規定にかかわらず <u>28,500 円</u>とし、令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率は同号 の規定にかかわらず <u>23,800 円</u> とする。</p> <p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,800 円</u>」とあるのは、「<u>39,600 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>23,800 円</u>」とあるのは、「<u>45,900 円</u>」と読み替えるものとする。</p>